

## 太陽光発電設備装置の設置工事にかかる労災保険料率の適用について

### 太陽光発電設備設置の設置工事を行う事業は、 「35 建築事業」の労災保険率が適用されます

太陽光発電設備装置の設置工事を行う事業は、その規模等にかかわらず「35 建築事業」の労災保険率を適用します。  
事業の種類の詳細は、「3506 その他の建築工事」となります。

### 太陽光発電設備設置とは・・・

太陽電池、架台、接続箱、パワーコンディショナー等から構成されており発電部に可動部分がなく、太陽電池自体を製造会社で製造し、その完成品を既設や新設建築物の屋根、壁等に設置し、又は地上に建設した基礎台に設置する工事が一般的です。

上記の太陽光発電設備装置の構造や設置の態様からすると、太陽光発電設備装置自体は、「機械装置の組立て又はすえ付けの事業についての工事用物に関する取扱いの変更及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」に例示された機械装置に相当するものではなく、基礎工事・取付け柵の設置、太陽電池の固定等を行うといった設置の態様は建築の事業に相当するものであることから、太陽光発電設備装置の設置工事は「35 建築工事」として取り扱います。

不明な点がございましたら、沖縄労働局総務部労働保険徴収室、もしくは最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。